

令和8年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和8年2月27日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和8年2月27日 10時00分

1. 閉 議 令和8年2月27日 12時09分

1. 閉 会 令和8年2月27日 12時09分

1. 議員定数 12名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 中 尾 隆 邦 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	森 本 真 司
民生課長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	柴 田 浩 司

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	清水	寿重	上下水道課長	山口	和哉
地域防災課長	木村	晋	消防長	楠川	雄平
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	小川	将克

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 専決処分の承認について |
| 日程第2 | 議案第9号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第3 | 議案第10号 | 工事等委託契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第11号 | 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第12号 | 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第13号 | 白浜町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第14号 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第15号 | 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第16号 | 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 白浜町健康交流拠点施設条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 白浜町東白浜防災センター条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 白浜町の辺地（久木辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第19 | 議案第26号 | 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定について |
| 日程第20 | 議案第27号 | 令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）議定について |
| 日程第21 | 議案第38号 | 田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び田辺周辺広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について |

日程第 2 2	議案第 3 9 号	白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について
追加日程第 3 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第 3 6	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第 3 7	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 2 3	議案第 2 8 号	令和 8 年度白浜町一般会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 2 4	議案第 2 9 号	令和 8 年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定につい て (委員会審査報告)
日程第 2 5	議案第 3 0 号	令和 8 年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 2 6	議案第 3 1 号	令和 8 年度白浜町介護保険特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 2 7	議案第 3 2 号	令和 8 年度白浜町土地取得特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 2 8	議案第 3 3 号	令和 8 年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 2 9	議案第 3 4 号	令和 8 年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定につい て (委員会審査報告)
日程第 3 0	議案第 3 5 号	令和 8 年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 3 1	議案第 3 6 号	令和 8 年度白浜町水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
日程第 3 2	議案第 3 7 号	令和 8 年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出に ついて (委員会審査報告)
日程第 3 3	発議第 1 号	白浜町議会議員政治倫理条例の制定について
日程題 3 4	発委第 2 号	閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務文教厚生常任委員 会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 4、追加日程第 3 5 から追加日程第 3 7

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名です。地方自治法第 113 条の規定に基づき、定足数に達して
おりますので、ただいまから白浜町議会令和 8 年第 1 回定例会 3 日目を開会します。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しております。

本日休憩中に、議会運営委員会の開催を予定しております。

予算審査特別委員長から、付託案件について、審査結果報告書が提出されていますので、配布しております。

西尾議員から、白浜町議会議員政治倫理条例の制定についての議案書が提出されていますので配布しております。

本日、議会閉会後に議員懇談会、議会広報特別委員会の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

（１）日程第１ 議案第８号 専決処分の承認について

○議長

日程第１ 議案第８号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第８号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり承認されました。

（２）日程第２ 議案第９号 町道路線の廃止について

○議 長

日程第2 議案第9号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第10号 工事等委託契約の締結について

○議 長

日程第3 議案第10号 工事等委託契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第11号 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第11号 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第12号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第12号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

今回、基金の中身を変更されるということで、たしか私の一般質問の中で、がこういうふうな形で現れたのかなという感じはします。5項目の基金のほうを廃止、その理由についても先日説明のあった、ほとんどが目的からも外れているというところと、あと新設したのが1つと、あと改正が1つという中で変更してきたのかなと思います。金額的にも残ったところは現状のところに移行して残金についてはという話の中で、1点だけちょっと確認とか、改正されるところの予算書というか、参考資料の36ページ、一番最後のページの下段のふるさと応援基金について、ちょっと確認という形でしたいんですけども。これ、もともと当該年度にふるさと納税を頂いた金額の概算の半分、2分の1を翌年の事業費に充てていくという流れだったと思うんですけども。その一番下のところの企業版ふるさと納税については、原則として受領した年度の事業費に充てるということになると、年度中にふるさと納税の企業版が寄附していただいたときには、期間が短い中で事業費に充てるという形になっていると書いているんですけども、今までもその形できたのか、もしそうであるなら

ば、すごく短い期間で補正かなんか組んでするという形になるのか、その辺の詳しい説明してもらえますか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、堅田議員からふるさと納税の件についてご質問いただきました。議員おっしゃいますように、今まではこのふるさと納税、まず個人版というところではいただいたところを単年度へ利用させていただく、そして基金条例がありますので、個人版については翌年度またその次といけることにはなっているんですけども、ふるさと納税の企業版につきましては、その項目の部分が翌年度への繰越しというのがこの条例の中では反映されていなかったんです。今回それを改正するんですけども、ただ令和5年ぐらいまでは企業版ふるさと納税で335万円とか、そういう単年度でいろんな事業がやっていけるような金額であったんですけども、昨年令和6年度には8,000万円、8,700万円というような大きな金額となってきてございます。ですので、何とかそのときはいろんな事業へ充てはできたんですけども、やはりまだ先に多額な金額を頂いたときに、それが不可能となる可能性もあるので、今回この条例を改正しておくことによって、次の年度の部分の事業へも充てれるような形をとっておきたいということで、ちなみに令和7年度もまだあと一月二月ありますけれども、今7,400万円程度いただいており、まだちょっと見込まれている部分もありますので、そういったところを加味して今回条例改正とさせていただきます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

先日から、令和8年度の一般会計予算の中でもかなり厳しい財源の中で、基金などの取崩しを含めてふるさと納税は、たしか来年度は8億円を予定されていたと思うんですけども、昨年新年度に向けてふるさと納税の設定が、少し低めに固めに安定したところで設定して、増えてくれば少し広げていこうかなという感じはするんですけども、企業版ふるさと納税については、いわゆるふるさと納税の使い道を例えば5項目ぐらいあって、その中に町長が自由に使える、よしとしたものについてはというのがあったと思うんですけども、この企業版についてはある程度のしぼりというか、下の項目に書いていますように「まち・ひと・しごと創生」のところに使うということになっておりますので、金額的には今回7,000万円と前年度は8,000万円と大きな企業からの献金というか、寄附金があったおかげで何とかそういう部分についてはフォローできると思うんですけども、引き続きこういうふうな町長のトップセールスの中で、獲得できた寄附金だというふうなことも前年度は思っておったんですけども、有効に白浜町の福祉だとか、中身について町の発展のために使っていただけるように計画的にさせていただきたいと思います。その辺のところ、もしありましたらちょっとお願いします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

今、堅田議員からもありました。いろいろと議会の中でもやり取りもさせていただいたん

ですけれども、3年間延長になりました、企業版のほうは。我々も全般的には10億円を目標にしてきたんですけれども、今おっしゃられたように少し確実性の中で今回目標値を少し落としました。その中で企業版も併せて、やはり3年間の延長の中で期間が限られていますから、御存じのように国の総務省のほうは、やり出したらいろいろな規制をかけてくるわけです。ですから、またどんないろいろな規制というか、いろいろな使い勝手の悪くなるようなことになるかも分かりません。その中で我々とすれば、今ありましたように使い道は決められた部分があれば、今おっしゃっていただいたように町長がその判断の中でやらせていただくとこの部分の裁量もありますので、そこはしっかり我々も見極めながら、貴重な財源ですからやっていきたい。ただ、何度も申し上げておりますように、いかにこう生き金を使っていくかという、この工夫は我々ももちろん役場全体そうでありまして、公金税金を預かっている以上は、その工夫は今それぞれ各課が僕はやってくれているというふうに思っております。さらに、例えば1万円の価値が2万円になるように3万円になるように、とそういう価値観の使われ方を、使い方をしていくように今後も努力していきたいと思っておりますので、また引き続き堅田議員も、たとえこの今の場を離れられても引き続いていろいろと人脈で、もう何といたってこれは僕は人脈しかないんじゃないかと思っております。一方で、白浜を好きだと、純粹にやっていただける方もおりますけれども、やはりそれぞれのまた堅田議員はじめ議員の皆さんの今までの付き合いの中で、少しでもやってやろうという方を増やしていただければ、すごくありがたいなと思っておりますので、しっかりまた我々もやっていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第13号 白浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第13号 白浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第14号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第14号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第15号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第15号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第16号 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第16号 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第17号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第17号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第18号 白浜町健康交流拠点施設条例を廃止する条例について

○議 長

日程第11 議案第18号 白浜町健康交流拠点施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第19号 白浜町東白浜防災センター条例の制定について

○議 長

日程第12 議案第19号 白浜町東白浜防災センター条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第20号 白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

○議 長

日程第13 議案第20号 白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第21号 白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第14 議案第21号 白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第22号 白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第15 議案第22号 白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第23号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第16 議案第23号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第24号 白浜町の辺地(椿辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第17 議案第24号 白浜町の辺地(椿辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第25号 白浜町の辺地(久木辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第18 議案第25号 白浜町の辺地(久木辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第26号 令和7年度白浜町一般会計補正予算(第9号)議定について

○議 長

日程第19 議案第26号 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（20）日程第20 議案第27号 令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）議定について

○議 長

日程第20 議案第27号 令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

(21) 日程第21 議案第38号 田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び田辺周辺広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について

○議 長

日程第21 議案第38号 田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び田辺周辺広域市町村圏組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第38号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第39号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第22 議案第39号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 33 分 再開 10 時 58 分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長より報告を願います。

8 番 議会運営委員長 西尾君 (登壇)

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

このあと当局より、追加議案3件の提出がございます。

これを日程に追加し、追加日程として審議をお願いすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

また、当局から、全員協議会開催の申出がありましたので、本日、議会閉会後に全員協議会を開催いたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

当局より追加議案3件の提出があります。これを日程に追加して、追加日程として日程の順序を変更し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案を日程に追加し、直ちに議題とすることといたします。

資料を配布してください。

(資料配布)

(23) 追加日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第36 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第37 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議 長

追加日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、追加日程第37 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの

3件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○番外（町長）

本日、新たにご審議をお願いいたします諮問第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案書（P. 685～686）に基づき説明した。

中村氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続き、ご審議をお願いいたします諮問第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案書（P. 687～688）に基づき説明した。

久保氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続き、ご審議をお願いいたします諮問第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案書（P. 689～690）に基づき説明した。

東氏は人権擁護委員として適任者であり、人権擁護活動にご尽力をいただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

以上、諮問第1号から諮問第3号の一括提案がございました。

3件に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結いたします。

諮問第1号はについて討論を行います。

討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

諮問第1号は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。
続きまして、諮問第2号はについて、討論を行います。
討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
諮問第2号は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号は適任と認めることに決定いたしました。
続きまして、諮問第3号はについて、討論を行います。
討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
諮問第3号は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、諮問第3号は適任と認めることに決定いたしました。

(24)	日程第23	議案第28号	令和8年度白浜町一般会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第24	議案第29号	令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第25	議案第30号	令和8年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第26	議案第31号	令和8年度白浜町介護保険特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第27	議案第32号	令和8年度白浜町土地取得特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第28	議案第33号	令和8年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第29	議案第34号	令和8年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第30	議案第35号	令和8年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について	(委員会審査報告)
	日程第31	議案第36号	令和8年度白浜町水道事業特別会計予算議定について	(委員会審査報告)

日程第32 議案第37号 令和8年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算
の提出について (委員会審査報告)

○議長

日程第23 議案第28号 令和8年度白浜町一般会計予算議定についてから日程第32 議案第37号 令和8年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出についてまでの10件を一括議題とします。

本案に対する委員長報告を求めます。

6番 予算審査特別委員長 正木君（登壇）

○6番

ただいま議題となりました議案第28号 令和8年度白浜町一般会計予算議定についてほか9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第28号から議案第37号までの議案につきましては、去る2月10日に当予算審査特別委員会に付託されました。

2月20日、2月24日に議案第28号 令和8年度白浜町一般会計予算議定について担当課の説明を受け、審査を行いました。また、2月25日には、議案第29号から議案第36号までの各特別会計と、議案第37号 令和8年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について審査を行いました。

その結果、議案第28号は全会一致により、原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

次に、議案第29号については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

次に、議案第30号から議案第36号は、全会一致により、原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

また、議案第37号 令和8年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出についても、全会一致により、原案のとおり「承認すべきもの」と決しました。

歳入については、ふるさと納税制度による寄附金を前年度と同額程度を見込みつつ、町税や地方交付税で一部増加を見込んでいるものの、財源不足を補うため、財政調整基金をはじめ、各種基金からの取り崩しを予定するなど、引き続き厳しい状況が予想されます。

歳出については、物価高に伴う委託料等の増加に加えて、給与改定等による人件費の増加や、社会保障に係る給付費等の扶助費、公債費の増加など、義務的経費が増加しており、中長期的な健全で安定的な財政基盤の構築が求められています。

このように、町財政は厳しい状況ではありますが、各課において予算執行にあたっては創意工夫をし、検証を図りながら取り組まねばならないと思っております。

当局におかれましては、新年度の予算執行について、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について、また、委員会において議決を得たことの重みをしっかりと受け止めていただき、予定事業の事務の執行に当たられるよう強く要望し、本委員会審査の委員長報告といたします。

終わりにあたり、委員会運営にご協力をいただきました副委員長、そして、ご審議を賜りました各委員の皆様へ感謝の意を表しまして、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第28号 令和8年度白浜町一般会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第28号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号 令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第29号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号 令和8年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第30号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号 令和8年度白浜町介護保険特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第31号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号 令和8年度白浜町土地取得特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第32号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号 令和8年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第33号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号 令和8年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第34号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号 令和8年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第35号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号 令和8年度白浜町水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

議案第36号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号 令和8年度土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は、承認すべきものです。

議案第37号は、委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり承認されました。

(25) 日程第33 発議第1号 白浜町議会議員政治倫理条例の制定について

○議 長

日程第33 発議第1号 白浜町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。
事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 中尾君

○番外(事務局長)

発議第1号を朗読した。

○議 長

本案に対する提案理由の説明を求めます。

8番 西尾君(登壇)

○8 番

それでは、ただいま上程されました。

白浜町議会が目指している町民に開かれた議会づくりは、議員に対する町民の揺るぎない信頼と理解があつてこそ、実現できるものであります。

そのためには、議員は、町民の代表であることを深く自覚し、町民の負託に真摯に応えるとともに、強い使命感を持ち、条例に定める政治倫理基準に基づき、議員自らが、説明責任を果たしていくことが必要であります。

よって、ここに白浜町議会は、議員と町民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定すべく、ここに提案する次第でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議 長

日程第34 発委第2号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

これをもって、令和8年第1回定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

暫時休憩します。

(休憩 11時26分 再開 11時56分)

○議 長

再開します。

閉会にあたり、町長から挨拶の申出がありますので、この際、これを許可します。

番外 町長 大江君(登壇)

○番 外(町 長)

令和8年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言御礼と感謝と万感の思いを込めてご挨拶させていただきたいと思います。

定例会は私にとりましては、町長就任2回目の予算編成でありました。議場を通していろんな議員の皆さんの質問の中でもそのやり取りをさせていただいたんですけれども、なかなか今の財政事情の中で、私自身は80点だというこの点数を自らつけさせていただいたんですけれども、副町長以下職員の皆さん、また教育長以下教育委員会の皆さん、すべての職員の皆さんの力を借りながら今回この予算編成ができました。その予算編成をこの議場で議員の皆さんが2月10日から今日までいろんな立場で議論をいただき、そしてまた皆さんの示唆に富むいろんなご意見をいただきました。その中で、私どものこの予算を議員の皆さんがしっかり受け止めていただきまして、ご賛同いただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。1年間この予算でやっていくわけでありまして、議員の皆さんからいただいたこの意見を、現場の意見をしっかり受け止めながら、しっかり執行をさせていただきたいと思います。

どうか皆さんには今後とも、私どもに対しましてお力添えを頂きたいと思います。今休憩中に、5人の皆さんのそれぞれの思いを込められたご挨拶をいただきました。同じ政治家として、政治家というのは4年に1度の審判がある。なかなか口では1期目、2期目、4年やった何年やったと言いますが、私も含めてこの有権者の審判を仰ぐという、この私は就職試験と時々言うんですけれども、これは大変なことであります。これはなかなかその立場になった人間でないと分からない、いろんな苦労や悩みがある。だけど、一つ目標を決めてそういう意を決して政治家になる、議員になる、この信念を今日まで皆さんが自分の努力で自らの努力で積み上げてきたことに、改めて5人の議員の皆さんに、私は政治家の一人として心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。なかなか勇退という言葉は使えないので

す。私は今でもここに立ちながらこの年でありますけれども、議員というのは落選をするか、あるいは体を壊してそれ以上議員生活が続けられないという立場にならないと、なかなか議員を現職で辞める、引き続いてやっていけるのに辞めるという決断になかなか至らない、そういう職業だなということを、私も48年この世界にいて感じてきた一人であります。政治家は出るときは、皆さんから推選をしてもらって出よ、しかし辞めるときは、自ら一人で決断をして辞める職業だということを、私は先輩の議員さんに教えていただきました。5名の議員の皆さんには今ご挨拶を聞かせていただいて、まだまだいろいろ力を借りてご指導をいただけるにも関わらず、勇退を決意をされたということに、私は改めて敬意を表させていただきたいと思います。政治家として、敬意を表させていただきたいと思います。今ご挨拶を聞きながら、私は皆さんにとりましては、私と5名の議員の皆さん、そして私ども職員と議員の皆さん、そして町民と5名の議員の皆さんとは、今日は一区切りのご挨拶を聞かせていただきましたけれども、あくまでも私は通過点だと思っております。やはりこの世界は経験というものが、私は重きをなす、そういう仕事だと思っております。今日まで積み重ねてこられた一年一年のそれぞれの一步一步のその経験を、どうか引き続いて私どもに与えていただきたい、このことをお願いを申し上げたいと思います。改めて政治家としてこの度ご勇退という、勇退というこの決断を決意をされました皆さんの覚悟に、心から敬意を表させていただきます。どうか今後とも引き続きお力をお貸しいただき、そしてまずは健康にご留意いただきまして、これからの人生にしっかりと今までの経験を活かされまして、さらにご活躍をされますように、心から町民を代表して、議員の皆さんに感謝と御礼を申させていただきます。どうか、今後ともよろしくお願いを申し上げます。最後になりましたけれども、来月いよいよ選挙が始まります。引き続いて白浜町のために、町民の皆さんのために、その思いで出馬を予定されている議員の皆さんには、どうかこの場所にこの議場に胸を張って帰ってきていただいて、また皆さんからご指導いただきながら、時には丁々発止、時にはお互いの立場を理解をしながら、町政がこれからも発展をしていきますように、ご健闘をお祈り申し上げたいと思います。最後に、もう一度勇退をされる議員の皆様には、この場での町長としての議員の皆さんとのお付き合いは、1年10か月という期間でありました。短いと言えば短い期間ではありましたが、お支えをいただき、いろんなご示唆をいただいたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。ただ、人間として今日まで5名の議員の皆さんとは、いろんな立場の中でお付き合いをいただいてまいりました。どうか、今後とも引き続き皆さんとの今日までの友情をいただけますように、改めて御礼とお願いを申し上げまして、この令和8年第1回の定例会の閉会にあたりまして、議長はじめ議員の皆さんに、心から心から厚く厚く御礼を申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきたいと思ます。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議 長

町長からの挨拶が終わりました。

私、議長からも任期最後の議会にあたり、少しお時間をいただきまして、皆様に感謝の意を述べさせていただきたいと思ます。

先ほど5名の議員の皆様にご勇退のお言葉をいただきました。先ほど申し上げましたように皆様からいただきましたお言葉を胸に引き止め、来月選挙を無事頑張って戦ってまいって、再度こちら議場に戻ってくる事ができましたら、皆様からいただきました言葉を胸に刻み、

また議員活動していきたいと思います。そして皆様もまた一町民に戻られたあとは、それぞれの地域に戻られまして、地域が発展できるよう、また白浜町が発展できるよう地域の中で指導的な立場、そういった形でご助言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そうしまして、最後令和8年第1回定例会を閉会したいと思います。去る2月10日に開会をいたしました。18日間にわたり、開会をしまして、議員各位におかれましては、来月からはじめます令和8年度当初予算並びに多くの重要案件につきまして、熱心に審議をいただきました。そして本定例会も今日をもちまして、無事に閉会とすることができましたこと、議員各位、職員の皆様方のご協力が無事に終えることができましたこと、厚く御礼申し上げます。2年間の議長を経験させていただき、2回目ということもあり、少しは慣れてきて議事運営がうまくできたかなという点、自分なりにちょっとどうかなと思う点もありますが、終わることができましたこと、同僚の議員の皆様、また職員の皆様の議会運営に協力していただいたことが賜物であると思っております。また今後とも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。本定例会の議長としての御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

そうしましたら、お諮りします。

本日をもって白浜町議会令和8年第1回定例会を閉会したいと思います。閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和8年第1回定例会はこれをもって閉会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、12時09分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和8年2月27日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員